

別記第1号様式（第2条関係）

申込形態		一般 法建 用廃 住替 中堅 特目				抽選番号		
標茶町営住宅入居申込書								
申込者	現住所					氏名		
	本籍地（国籍）							
	電話							
町営住宅に入居する者等	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先の名称・所在地	勤続年数	年間収入	
	入居者	本人	・			・		
	同居する親族			・			・	
				・			・	
				・			・	
				・			・	
	別居扶養親族			・			・	
				・			・	
				・			・	
	希望の団地等	団地・地区名			特定目的住宅への入居希望	住宅の目的等		
間取り					理由			
適用								

所得計算表

1 所得	=	3 公営住宅法に定める収入月額
	=	所得金額：
	=	-控除金額：
		収入年額：
所得合計		収入月額：
2 控除額		
同居・扶養控除額	円×人=	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div>
老人扶養控除額	円×人=	
特定扶養親族控除額	円×人=	
障害者控除額	円×人=	
特別障害者控除額	円×人=	
高齢者控除額	円×人=	
寡婦（夫）控除額	円×人=	
控除額合計		4 年度入居収入基準
		円
		5 入居収入基準 適合・不適合
		審査者：
		印

※ 太枠の部分に記入して下さい。

(裏)

住 宅 の 困 窮 状 況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○をつけてください。 1 現在住宅以外の建物又は場所に居住している。 2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便がある。 4 住宅がないため、親族と同居することができない。 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適切な居住状況にある。 6 自己の責めによらない理由で、家主、貸し主などから立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない。 7 住宅がないため、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9 その他（具体的にお書きください。） 〔 〕
現 在 の 住 宅 の 状 況	現在居住している住宅の種類 1 借家 2 同居 3 貸間 4 民間アパート 5 賃貸マンション 6 寮 7 持ち家 8 道営住宅（ 団地） 9 道営以外の公営住宅（ 営） 10 公団・公社住宅 11 社宅 12 仮住居 13 その他（ ） 現在居住している住宅の間取り 現在居住している住宅の家賃等 現在居住している世帯構成
このとおり入居の申込をします。 この申込については、次のことを誓約します。 1 この申込書に記載した事項は、全て事実と相違ありません。 2 この申請書に偽りの事項があった場合は、町営住宅入居決定の取り消しを受けても異議はありません。 3 この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合はその調査を妨げ、又は拒絶しません。 4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員ではありません。 年 月 日 （申請先） 標茶町長 申込者氏名 印	

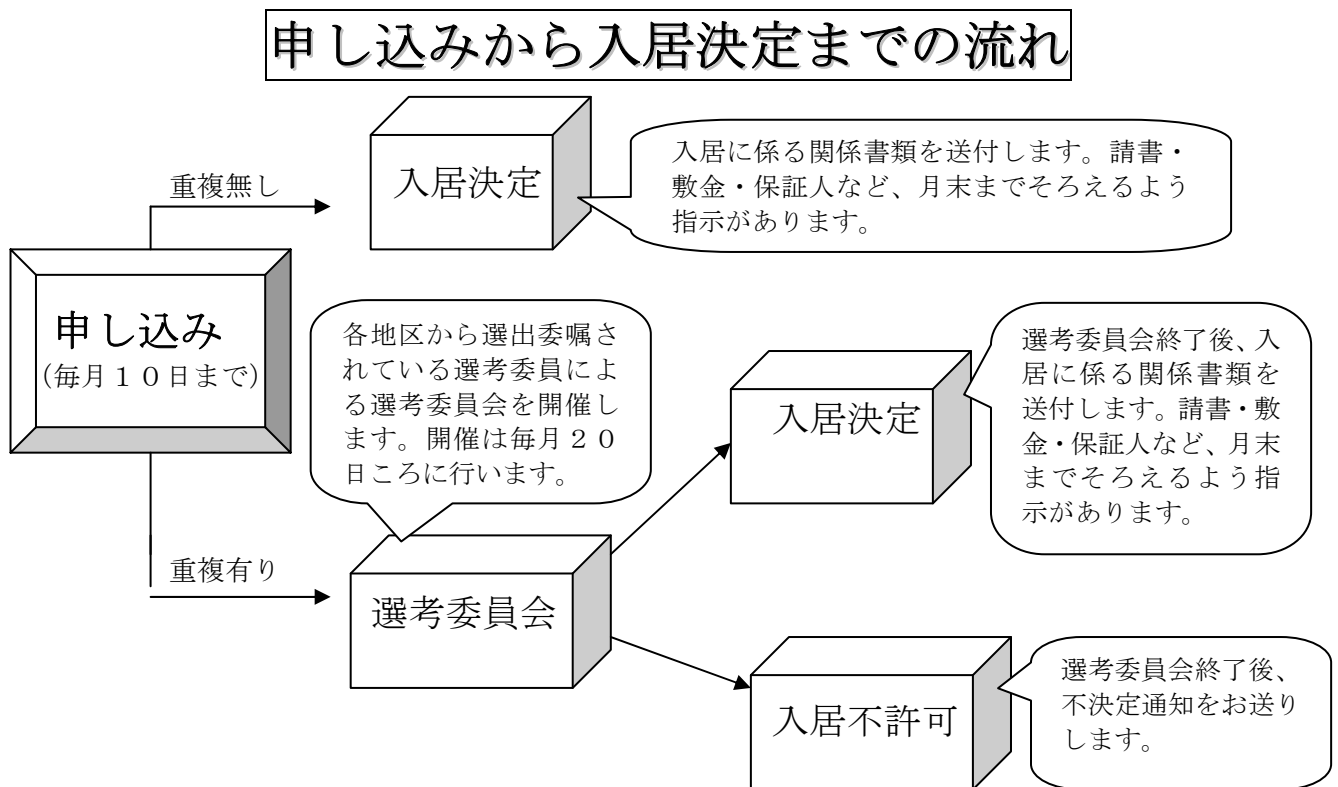
調査・確認事項

	当 落	当選・落選
	団 地	
	住 戸	

受付印

入居申込み時の提出書類

- イ. 申込み書に必要な事項を記入押印し提出してください。
- ロ. 入居者全員の直近1年間の収入を証明する書類（下記のいずれか）
- ・ 市町村発行の収入証明書
 - ・ 税務署発行の所得額決定
 - ・ 源泉徴収票
 《勤務先の変更があった方（3ヶ月以上）は、勤務先の代表者の押印をした、給与明細書を添付する事》
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票又は年金振込通知書
- ハ. 納税確認書（町内に住所のない方は市町村発行の納税証明書と住民票謄本一通）
- ニ. 婚約中の者は、婚約証明書（仲人等の証明）
- ※ 入居決定後、決定家賃3か月分の敷金の納入及び連帯保証人（添付書類：給与証明書・印鑑証明書・納税確認書）を1名付けて頂くこととなりますので、添えて報告いたします。



- ※ 選考委員会では、申込書に書かれた内容を元に審議されます。
申込書にはできるだけ詳しく希望する理由を記載してください。

申込みに必要な条件

1. 現に住宅に困窮していることがあきらかな者。
2. 町税を滞納していない者。
3. 収入は、一般階層・裁量階層の収入基準以内であること。

※裁量階層とは

- ① 入居者又は同居者に障害者基本法第2条に規定する障害のある方（4級以上）
- ② 入居者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方
- ③ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が国土交通省で定める程度の方
- ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑤ 海外から日本に引き揚げてきて、引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑥ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑦ 小学校就学前の子供がある場合

◎ 収入基準 =年間の総収入= () は平均月額

区分	収入基準	扶 養 親 族					
		0 人	1 人	2 人	(標準世帯) 3 人	4 人	5 人
入居収入基準	一般 1 000 以下	2 2 333	3 11 2 2	3 332	1 3 2	12 333	23 1
	裁量 21 000 以下	3 323	3 3 3 3	3 02	311 2	2 333	2 3 21

◎ 申込は標茶町 場 理 係へ
電話 4 8 5 - 2 1 1 1 内 1 4 2

現 居 住 地

借家、間借別 (借家、家賃月額)
(間代、間代月額)

--